

KiKO NEWS

遊技産業健全化推進機構ニュース



平成23年度上半期の検査を振り返って
冬の節電に突入！～政府の要請受け 遊技業界も対応
「業界の十大ニュース」 機構の窓から・特別版
店長に求められる知識「計数管理VI」

I2
DECEMBER 2011



CONTENTS

12 December
2011

平成23年度上半期の検査を振り返って	1
機構の窓から・特別版「業界の十大ニュース」	10
冬の節電に突入！～政府の要請受け 遊技業界も対応	12
店長に求められる知識「計数管理VI」	15
「銀世界の裏」41～広告宣伝規制	18
「総付景品等の提供に関するガイドライン」と景表法の「景品類」について 三堀 清	22
データでみるパチンコ業界	25
お知らせ	28

思ったらすぐここへ <http://www.suishinkai.jp>

不正排除に 全力

遊技機も 計数機も



平成23年度上半期の 検査を振り返って

機構検査部



全国をほぼ一巡 機構

半年で 1430店を 検査

計数機の検査は9月末までの上半期に全国116店舗に伺つて、計数機116台を検査している。

機構検査部は平成19年4月より、提出された誓約書に基づき、全国各地のパチンコホールにお伺いして立入検査を実施している。

初年度の平成19年度は767店舗、

次年度の平成20年度は2995店舗、

平成21年度は4449店舗、平成22年

度は3117店舗に対して立入検査を実施し、拒否に至った店舗は1店も無かった。

まだある 残念な対応

そして検査開始以来5年目を迎えた平成23年度は、4月から9月までの上半期に全国1314店舗において立入検査を実施させて頂いた。

また、本年4月からは、計数機の検査も全国で実施している。

なお、前号でもお伝えしたが、機構の存在や意義、そして遊技機や計数機の検査方法等もかなり浸透してきたと感じているが、大変残念な対応を受けることも少なからずある。

こういったホールは遊技機の不正改造を行なっていたわけでもない。何故、こういった対応をするのか、こちらとしては理解に苦しむところもある。

表2《月別検査集計結果》

(平成23年4月1日～平成23年9月30日)

検査ホール数			検査台数			月別稼動平均				
			遊技機		計数機	計	ぱちんこ (%)		回胴式 (%)	
遊技機	計数機	計	ぱちんこ	回胴式			4円	低貸	20円	低貸
212	10	222	373	430	10	813	31%	49%	34%	38%
188	16	204	352	380	16	748	25%	45%	26%	32%
298	25	323	567	598	25	1190	29%	48%	30%	36%
196	23	219	371	409	23	803	26%	38%	26%	34%
178	11	189	330	348	11	689	31%	46%	29%	28%
242	31	273	447	484	31	962	30%	52%	29%	34%
1314	116	1430	2440	2649	116	5205	29%	47%	29%	34%

平成23年度上半期の検査を振り返って

表1《誓約書提出ホール数》

(平成23年4月1日～平成23年9月30日)

月	4	5	6	7	8	9
誓約書提出ホール	12437	12430	12431	12419	12380	12384
前月との差異	-17	-7	+1	-12	-39	+4

実際の検査をご覧頂ければ納得されると思つてゐるが、機構の検査はお客様が遊技されている台は検査対象とはしないし、お客様にはご迷惑とならないよう細心の注意を払つて検査を行なつてゐる。もちろん遊技機が壊れるような乱暴な検査を行なうことも無いし、検査時間もそれほど掛けるわけでは無い。もし交渉に1時間も掛かつたのであれば、間違なくその時間内では常の検査は終わつてゐる。

以前からお伝えしている通り、機構の検査員はホールの営業妨害を行なうわけではない。むしろパチンコホールを応援すべく立入検査事業を行なつてゐる。この点は是非ともご理解を頂き、機構検査へのご協力をお願いしたいと思う。

是非とも立入検査の交渉は時間を掛けずにスムースにお願いをしたい。

平成23年度上半期の立入検査の内訳として、対象とした「パチンコ遊技機」は、102機種で、総検査台数は2440台、「回胴式遊技機」は、61機種で、総検査台数は2649台であった。

また、計数機の検査は116店舗で各1台ずつの計数検査を行なつてゐる。

次に稼働率の調査について以下にお知らせする。
ない状況である。

検査の結果とお客様の動き

検査の結果については、以前からお伝えしている通り、諸般の事情により公表していないため細かな点の言及は避けるが、この半年間の検査においても残念ながら遊技機に異常が見受けられたことから、行政通報に至つたケースが複数回あつた。さらに前号でもお伝えした通り、計数機検査において、再検査でも計数異常が確認されたホールには「計数機修理要請書」を渡してあるが、そのケースも複数回あつた。

全体の稼働率の状況としては、パチンコは低玉貸しにより盛り返し、回胴式遊技機も一部のART機種の人気により稼働率が上昇しているように思える。

なお、検査を行つてゐる時間帯の中心が、平日の開店後～18時頃までであるため、データもその時間帯のデータである、ということを予めお断りする。

また、本データは個々の店舗の遊技機の稼働率を元に算出したものであり、それぞれホールの規模（設置台数）等により当然分母（設置遊技数）が違うことから、この点は考慮してご覧頂きたい。

「全国的に遊技機の不正改造は無くなり、きれいになりました」とは言え

月	検査日数	訪問都府県方面数
4	11	11
5	10	16
6	17	21
7	13	21
8	11	15
9	13	21
合計 (平均)	75	105



(平成23年4月1日～平成23年9月30日)

検査ホール稼動平均 (%)			
ぱちんこ		回胴式	
4円	低貸	20円	低貸
35%	45%	33%	18%
27%	51%	29%	5%
14%	30%	11%	50%
25%	41%	23%	48%
17%	36%	16%	14%
42%	88%	47%	40%
49%	47%	38%	38%
32%	55%	34%	20%
40%	57%	33%	37%
35%	52%	32%	41%
24%	56%	32%	43%
24%	39%	27%	23%
25%	44%	24%	41%
26%	40%	28%	38%
30%	43%	28%	34%
27%	54%	24%	30%
24%	46%	23%	27%
-	-	-	-
19%	33%	22%	19%
33%	41%	29%	31%
31%	45%	32%	8%
38%	31%	32%	10%
29%	40%	28%	23%
17%	37%	18%	21%
22%	46%	29%	33%
26%	44%	25%	40%
25%	27%	21%	40%
39%	59%	40%	46%
38%	53%	38%	41%
29%	53%	32%	52%
26%	57%	35%	50%
19%	55%	27%	47%
-	-	-	-
23%	49%	33%	20%
25%	30%	21%	22%
24%	38%	18%	43%
32%	49%	46%	23%
33%	60%	35%	42%
15%	40%	18%	37%
-	-	-	-
29%	64%	27%	53%
35%	38%	34%	15%
-	-	-	-
17%	25%	17%	25%
25%	53%	26%	36%
21%	39%	19%	14%
43%	51%	36%	20%
21%	69%	21%	37%
-	-	-	-
29%	47%	29%	34%

次に機構に対して誓約書をご提出されているパチンコホールは、9月末現在で1万2384店舗であった。(表1)

全国の誓約書提出ホール数は本年3月末の時点からマイナス70店舗となっており、依然として店舗数の減少が続いていることになる。

なお、既に廃業しているにも関わらず、機構宛に連絡の無い店舗は誓約書提出店舗としてカウントされている

事実を事実としてそのまま表に出すのでご理解頂くとともに、不正防止の一助として頂ければ幸いである。なお、以下の3事例ともに行政通報

最後に遊技機の異常事案について、事例ごとに分けてご紹介したい。

様々な問題もあると思うが、今回からは情報公開の一環として機種名や具

体的な手口も公開する。

事例1 パチンコ遊技機に「ぶら下がり」の取り付け
C.R大海スペシャルM.T.Eを検査したところ、写真の「ぶら下がり」が取り付けられているのを発見した。「ぶら下がり」は小さな基板と思われる黒いビニールテープで巻かれたものが中

次に、本年上半期の各都府県方面別の誓約書提出ホール数及び検査ホール数、

検査遊技機数を別表(表2、表3)でお知らせする。参考として頂きたい。

不正改造の手口等

を行ない、適切な対応をお願いしている。

平成23年度上半期の検査を振り返って

表3《都道府県別検査 集計結果》

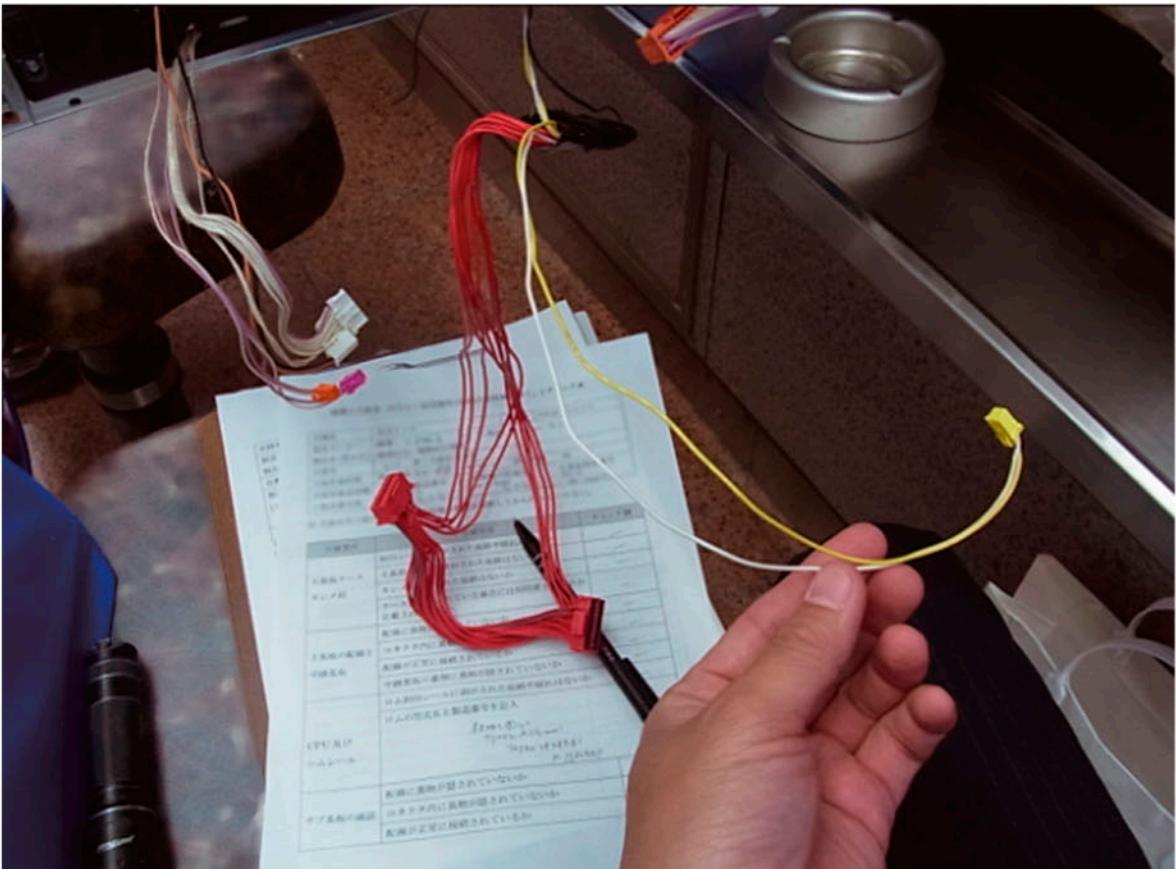
NO	都道府県方面名	検査ホール数			検査台数		
		遊技機	計数機	計	ぱちんこ	回胴式	計数機
1	札幌方面	48	4	52	92	97	4
2	旭川方面	14	2	16	25	28	2
3	釧路方面	12	3	15	23	23	3
4	北見方面	13	3	16	26	26	3
5	函館方面	13	3	16	22	30	3
6	青森県	7	4	11	14	10	4
7	岩手県	16	1	17	32	32	1
8	秋田県	9	2	11	18	18	2
9	山形県	16	2	18	26	36	2
10	東京都	99	2	101	153	204	2
11	茨城県	12	-	12	22	25	-
12	栃木県	15	2	17	32	28	2
13	群馬県	32	2	34	66	64	2
14	埼玉県	55	-	55	100	106	-
15	千葉県	47	3	50	88	94	3
16	神奈川県	69	3	72	110	149	3
17	新潟県	14	4	18	28	28	4
18	山梨県	-	2	2	-	-	2
19	長野県	35	3	38	68	72	3
20	静岡県	50	2	52	99	99	2
21	富山県	18	3	21	34	36	3
22	石川県	10	5	15	20	20	5
23	福井県	14	2	16	29	23	2
24	岐阜県	23	5	28	42	51	5
25	愛知県	58	3	61	110	120	3
26	三重県	16	-	16	36	28	-
27	滋賀県	10	-	10	18	22	-
28	京都府	27	4	31	52	46	4
29	大阪府	98	-	98	192	186	-
30	兵庫県	123	2	125	223	253	2
31	奈良県	11	4	15	21	22	4
32	和歌山县	16	-	16	30	29	-
33	鳥取県	-	3	3	-	-	3
34	島根県	14	2	16	28	28	2
35	岡山県	19	3	22	32	44	3
36	広島県	34	-	34	60	76	-
37	山口県	24	-	24	44	49	-
38	徳島県	23	-	23	44	47	-
39	香川県	12	5	17	24	24	5
40	愛媛県	-	3	3	-	-	3
41	高知県	15	5	20	28	31	5
42	福岡県	39	3	42	75	79	3
43	佐賀県	-	2	2	-	-	2
44	長崎県	31	2	33	60	62	2
45	熊本県	35	2	37	66	69	2
46	大分県	13	3	16	28	22	3
47	宮崎県	25	2	27	44	53	2
48	鹿児島県	30	3	33	56	60	3
49	沖縄県	-	3	3	-	-	3
合 計		1314	116	1430	2440	2649	116
							5205



心となつており、赤色の配線は主基板と電源制御基板を結ぶ同じ色の配線に分岐して接合されており、さらに黄色

の配線は主基板とスタートセンサー双方に繋がっていた。

ル側の関与は不明であるが、**主基板裏**を**チェック**すれば一目瞭然であると思うが…。



ぶら下がりの黄色の配線はスタートセンサーへ繋がっていた



黒いビニールテープで巻かれた不正部品 ぶら下がり

平成23年度上半期の検査を振り返って

事例2

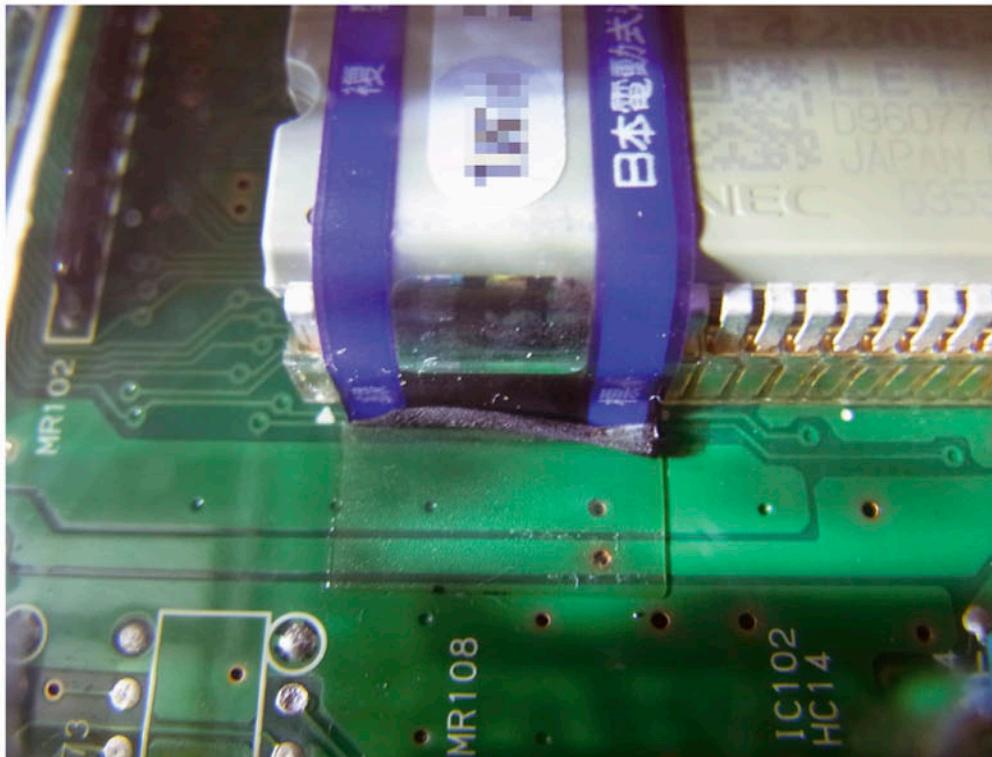
中古の回胴式遊技機で ICチップの交換

アイムジャグラーエクスで主基板のIC103チップが明らかに交換されていたと思われる不正改造事例である。

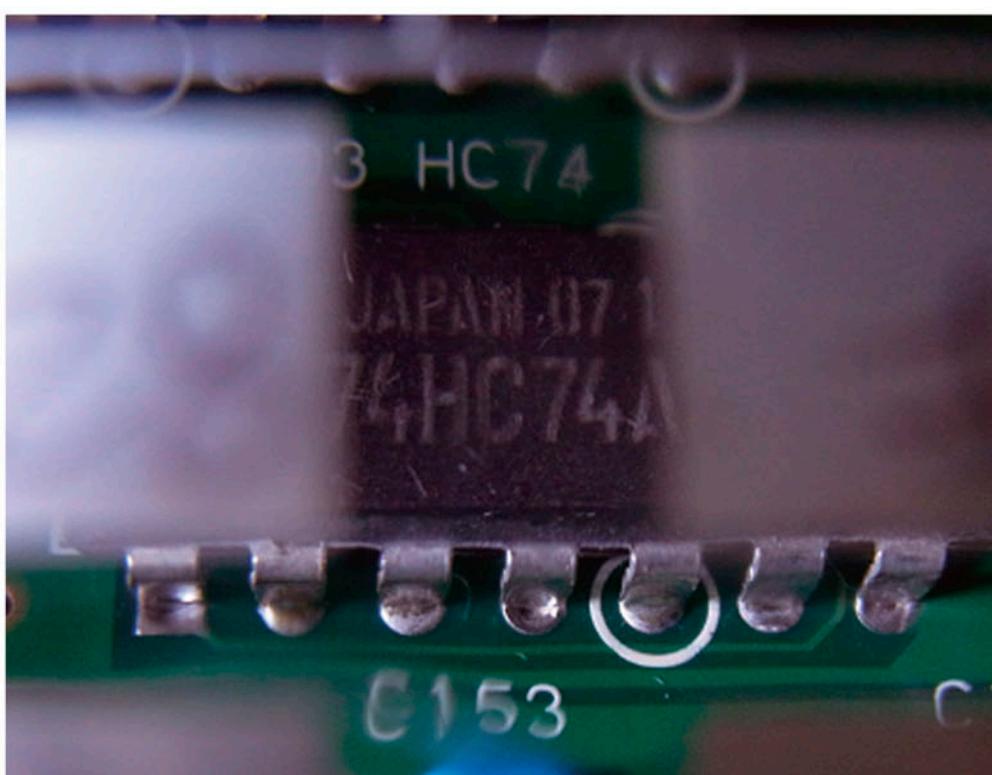
IC103チップの足が基板に取り

付けてある部分のハンダが均一化されなく、さらに同一基板上の同一チップであるIC114チップとロット番号(製造年周)が違っていた。あわせてV4チップのロム封印シールが切られていたものである。

さらに写真



ロム封印シールが切れた状態



IC103のハンダ面は均一で無く手作業で取り替えたと思われる状態

本体封印シールも一度剥がして貼り直したような痕跡が確認された。

中古のアイムジャグラーエクスであれば典型的な不正改造のパターンであり、当該ホールが意図して行なったもののかどうかは不明であるが、**点検すれば絶対にわかるものである。**

この事例も本当に理解に苦しむ。ホールの現場においては遊技機のチエックなどは全く行なわれないということなのだろうか？

ゴト師はホール側が点検していない、ということを熟知して犯行に及んでいるのではないかと心配している。



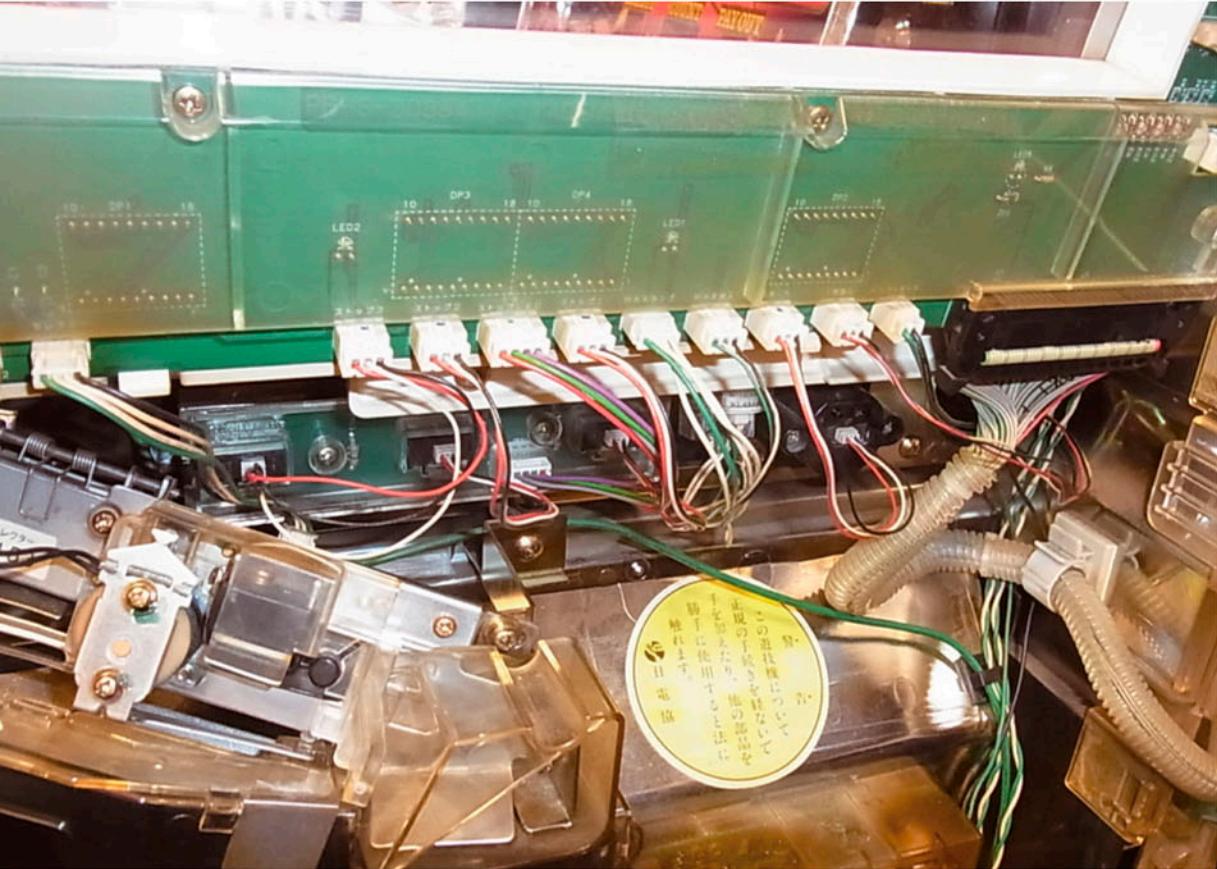
事例 3

回胴式遊技機の配線を 勝手に交換

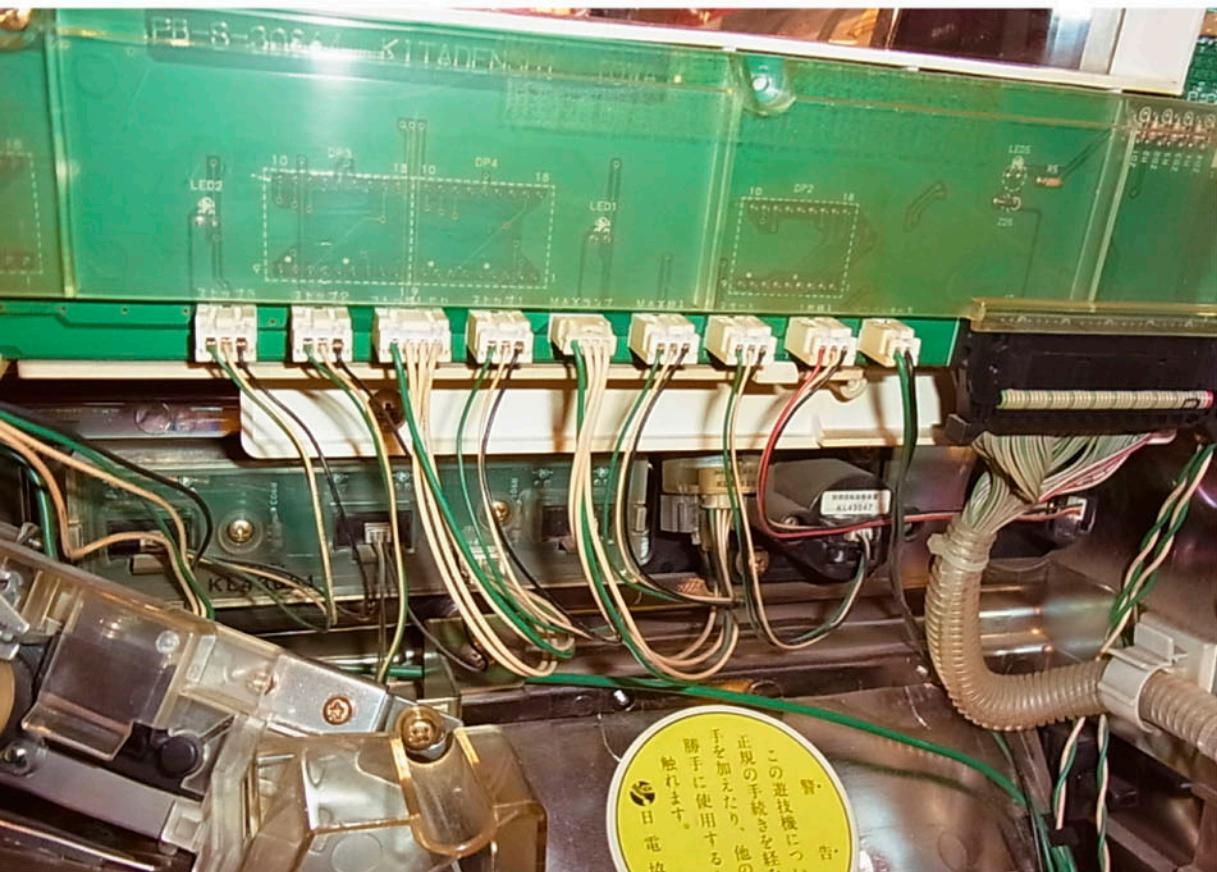
アイムジヤグラーEXで正規の配線
で無いものを勝手に取り替えて使用し

ていたケースである。
一概に不正改造とは言えないのかも
しれないが、遊技機の部品を勝手に交
換することは**不正改造行為と指摘され
ても仕方ない**ことではないだろうか？

写真を見ていただければ一目瞭然で
正規のものと配線の色が全く違うもの
である。
本事例に関しての意見は以下にまと
めさせて頂きたい。



不正な配線



正規の配線

不正改造手口等のまとめとして 人気機種の中古機流通に問題?

中古機ではよくノーマルに戻したと思われる痕跡を見つけることがあつた。なぜなのか?未だに理解できない。

まとめとして機構検査部の意見をあえて述べさせて頂く。

今回は3つの事例をご紹介させて頂いたが、**アイムジャグラーエXについてでは問題が多くすぎると思っている。**

アイムジャグラーエXは来年で認定期間が終了する遊技機で、現在までにホールでは5年ほど使われている遊技機であるが、今でも間違いなく人気機種の一台である。5号機になってパチスロ人気を支えてきた功労的な遊技機であり、ホールの現場においてはもつともっと使いたいのが本音であろうと思っている。

しかし、機構検査部が行なった遊技機検査においてアイムジャグラーエXは当初より異常が発見されることが多かった。もちろん当該機種の検査数が多いことから、その分だけ不正も発見されたのかもしれないがとにかく酷いと思っている。特に人気機種ゆえに中古機で移動していることが多かつたのだが、

「壊れた部品を交換するのは当たり前の感覚…」

加えて前述の事例3でご紹介したように勝手に部品を交換しているケースも目につく。当該機種は既に販売から

多くのホールがアイムジャグラーエXを改造していて、それを元に戻して中古流通させたものなのだろうか?ではなぜ、最初の設置ホールは不正改造したのだろうか?

機構では全国の出玉データや様々なネットの情報など、北海道から沖縄までどのホールがどういった営業を行なっているのか把握しているつもりだが、それほど多くの不正改造されたデータを見たことは無い。

にも関わらず、不正改造遊技機が多いということはどういうことなのか分からない。

こうした状況にある遊技機をどうすれば良いのだろうか?

機構としてコメントは避けるが、こういった状況にあることは是非とも関係者の方にご理解を頂きたい。

なお、アイムジャグラーエXの不正改造パターンとしては、主基板のIC103チップ及びIC117チップの取替えが圧倒的に多い。加えてV4チップの取替えもある。その他、ドア部のスタートボタンの裏の基板を不正改造するなど様々な手口があると思われる。

ホールの現場においてはアイムジャグラーエXがこういった状況にあるとということを是非ともご理解頂き、その対処をお願いしたいと思う。

約5年が経過している。稼動も高いため、お客様が一日平均で40000G×365日などしたら、40000G×365日×5年=730万回も遊ばれていることになる。回胴式遊技機の耐用年数はどの程度あるのだろうか?



機構の窓から

特別版

業界の十大ニュース

早いものでこの号はもう12月号になつた。今年を、と振り返るのはあまり好きではないが、今年だけはそもそも言つていられない。あの3月11日の大震災はわが業界を直撃、最大の被害が出たからだ。

岩手、宮城、福島の三県などでホールの関係者の死者行方不明者は5人以上、ホールの全壊・流失52店舗、半壊等670店舗にも上つた。(全日遊連調べ)

こんな被害があったこと、それに付随して起きたもうもの事象など、やはり記録として残し、これから続いて行く未来の業界の方々に参考にしてもらうために今年はこんなことが起きたという「十大ニュース」を機構の若手3人を含む計6人でまとめてみた。

1

東日本大震災・大津波で甚大な被害

ホール関係の死者行方不明者5人

ホールの全壊・流失52店舗、半壊等670店舗(全日遊連調べ)

2

福島第一原子力発電所の事故による電力不足

ホール5団体が節電合意・ほぼ全国で輪番休業を実施

ホールやメーカーは発電機の導入、LED灯導入により対処

3

遊技業界全体で東日本大震災への義援金が50億円を超える

4

石原都知事発言をきっかけに業界バッシングが巻き起こる

在特会が日遊協に抗議行動



5

機構 計数機の検査を開始

4月から計数機の計数検査を開始し、異常な計数値の事例が続いたことから、ホール5団体などに対し、現場では必ず計数機の清掃（メンテナンス）するよう注意喚起を行なう



6

台風15号などの自然災害による被害拡大

三重、和歌山でホールが浸水し、数店舗が営業を停止



7

回胴式遊技機の人気が復活

ART機能を備えたパチスロ機の人気により若者がホールに戻ってきた

8

警察庁 広告・宣伝規制を正常化へ

射幸心をそそる恐れのある隠語等の禁止、また賞品の一物一価の指導も

9

低玉貸し実施ホールが増加

1円以下の貸し玉や、5円以下の貸しメダルによる営業も

10

またも車内放置による子供の死亡事故発生

両親がパチンコ中に石川県輪島市で一歳の女児が死亡
警察庁はホール5団体に対応を要請

11

遊技業界の総粗利規模（推定値）初の4兆円割れ

ダイコク電機の「DK-SIS白書」 パチスロは微増もパチンコが激減

11

総務省が保通協に対し型式試験料の値下げ勧告

御覧の通り業界にとつてまた明るい話が少ない年になってしまったが、各団体の皆さんを選ぶ十大ニュースはどうだろう。景気が沈滞、客離れも起きていた業界だが、今年を最後に全員が一丸となつて明るいニュースを増やしたいものだ。

(勝)

上位については異論はなかつたが、下位については「営業店舗数が7、8の2か月連続で増加した。是非入れたほうが良い」などの意見があつた。そこに「総務省が保通協は新台検査の料金でもうけすぎ」と指摘、統いて国税庁が業界の所得隠し1件約4700万円と「脱税額ワースト1」を発表のニュースが飛び込んできた。

どう評価するかで意見は割れたが、保通協については「ファンに還元できるのか、また機械の価格が少しでも下がるのか」などが不明で、今後機械の値段が下がり最終的にファンに還元されるなら大朗報だが、指摘された利益分を新台の検査台数増加に使うのではニュース価値が低いという結論が出て、結局補欠に回ることになった。



冬の節電に突入！ 政府の要請受け遊技業界も対応

深刻化する電力事情を受け12月1日から、原発のない沖縄以外の全電力会社管内で来年3月末までの節電態勢に入る。原発の運転停止に伴う電力不足に対応するため政府が要請するもので、関西、九州電力管内では別に「10%削減」など数値目標と期間を設けた節電が行われる。いずれも電気事業法に基づく使用制限令ではなく、自主的な対応を求める形となっている。遊技業界では、東京都遊協がいち早くネオンや電光掲示板などを午後10時で消灯する等の対策を決めるなど、各地の組合が対応策を打ち出している。今夏に引き続き、業界としての一致した姿勢が問われることになる。

九州10%、関西5%の削減

政府の「エネルギー・環境会議」が11月に決定した「エネルギー需給安定行動計画」によると、原発が定期点検などで次々と運転が停止され、全国的に電力供給がぎりぎりとなるとの予想が出された。地域別では、東北、関西、九州の3電力会社がピーク時の電力が不足する見込みで、他の電力会社も火力発電所のトラブルなどがあれば逼迫する可能性があり、予断を許さない状況と判断された。このため、計画停電などを回避するため、12月から全国的に節電を呼びかけることを決めた。

関西電力は原発依存度が高いが、計11基のうち、美浜2号機、大飯2号機を含む10基が12月中に、さらに来年2月には全基が停止する見通しとなつた。こ

のまま推移すれば、来年1月に、供給の余力を示す「予備率」がマイナス7・1%、2月には同9・5%にも上ると予想される。ピーク時には需要に対し通常5%程度の余裕がないとこれを乗り切れないと言われるが、これがマイナスになつてしまふわけだ。最悪の事態を避けるには10%以上の節電が必要になるため、同社は関西の自治体や企業などと協議を重ねてきた。この結果、最終的に12月19日から来年3月23日までの平日、午前9時から午後9時の間、各分野で対前年「10%以上」の節電協力を求めることが決まった。

また、九州電力も12月に玄海原発1号機などが停止予定で、全6基が止まるとみられている。「やらせメール事件」などで地元の不信感は強く、運転再開はかなり困難とみられる状態だ。1月に予備率がマイナス2・2%になる見込みで、12月19日から来年2月3日までの平日に午前8時～午後9時の間「5%以上」の節電を要請することになった。九電の場合、関西電力管内に比べ気温の推移などが異なるため、期間と時間帯などに差をつけたという。

冬より厳しい節電対

冬も4社電力不足懸念

同2月
制限令
原子炉
潟・福島豪雨で発電所が相次いで停止
している中で、冬季は暖房向けて復興

の本格化が電力需要を押し上げる。東北電力は発電所の復旧を急いでいる

が、今夏に続いて今冬も節電を要請する方針で、東北地方の企業経営にも影

響を及ぼす。東北電力管内の電力需給は今冬も厳しくなった。東日本大震災と新潟・福島豪雨で発電所が相次いで停止している中で、冬季は暖房向けて復興の本格化が電力需要を押し上げる。東北電力は発電所の復旧を急いでいる

政府、関電10%節電を通せ

東北電力管内の電力需給は今冬も厳しくなった。東日本大震災と新潟・福島豪雨で発電所が相次いで停止している中で、冬季は暖房向けて復興の本格化が電力需要を押し上げる。東北電力は発電所の復旧を急いでいる

電力不足 対策不足

東北電力について予備率が1月にマイナス3・4%と予想されるなど状況は厳しいが、東京、北海道電力などからの融通送電などで乗り切る方針。政府は東電などとともに、数値目標を定めない「一般的な節電」を求める決めた。

北海道電力は予備率12・3%(1月)、東京同6・0%、中部同6・2%など北陸、中国は6%台を確保出来る見通しとなっている。四国電力の場合、原発3基が停止しても、火力発電や自家発電装置を持つ企業からの買い取り、他電力会社への融通送電などで供給力をアップ、北陸電力は、国の条例措置を受けて火力発電所の定期点検時期を変更したり、短縮したりして増出力を図るとしている。

ただ、こうして数値目標を定めた節電を回避した電力会社も、「綱渡り」の電力供給事情は変わらない。「大型電源のトラブルなどがあれば逼迫する可能性はある」(北陸電力)などとしており、各社とも「お客様には引き続き省エネなど電気の効率的なご使用につ

「綱渡り」が続く

きましてお願い申し上げます」との内容のお願い文をホームページに掲載するなど協力を呼びかけている。

夕方はホールのピークと重なる

冬の電力使用状況は夏場とは異なる。夏の場合、気温が上昇しきりークがある。しかも、この時間帯は通勤・通学、帰宅のラッシュとなり重なる。特に午後5時から6時かけては帰宅に加えて各家庭では炊事、照明の点灯なども行われる。ホテル業界にとつては、開店時間が午前10時の地域が多いので朝はあまり差し迫った対応は求められない。しかし対応は求められると訪れる時間帯だ。夏とは違う対応が求められることになる。

省エネ対策として資源エネルギー庁などは、①暖房中の室温を19度(住宅では20度)にする②不必

必要な照明の消灯やLEDなどへの切り替え——などを示している。

遊技業界ではホール5団体が前年比「15%削減」のエコ宣言を行い、運動を推進してきた。大震災の発生で使用制限令が発令された7~9月は東電管内で25%削減など目標値を厳しくし、対応した。「15%

目標は継続しており、東京都遊協は今夏の輪番休業などが終了する9月末に「10月1日以降の節電対策等について」理事会決定した。内容は、①10月以降も節電に取り組み、電気使用量を対前年15%削減する ②防犯上問題のない

大阪府遊協では経営委員会を開催し、冬の対策を決めることにしており、「大阪だけではなく近畿で足並みをそろえた形にしたい」としている。

求められる統一対応

東日本のあるホールでは、「夏と冬を比較すると、冬の方がピーク時の電力が約30%低くなっています。今夏は休業を含めると約40%節電出来ましたし、冬も暖房の設定温度を下げたり、照明の間引き

をしたり、自家発電も稼働させれば約20~25%は減らすことが出来ると思います。夕方のピーク時は屋外照明がタイマーでほぼ同時に立ち上がっていたので、時間をずらしたりして使用電力を下げられると思います」と話している。

ホールとともにバッティングの対象となつた全国清涼飲料工業会は、自動販売機の節電に今冬も取り組むことを公表している。12月中旬以降に東電管内などで冷却機能の一時停止や夜間照明の消灯、LED搭載の自販機を増設することで消費電力を前年より24%減らす計

画だ。全日遊連では15%削減の目標を掲げつつ、各地の組合に徹底を図るよう呼びかけることにしているが、全国規模の節電態勢に突入するわけで、業界が歩調をそろえて協力していくことが求められるこ

ネオン、看板、電光掲示板等の10時消灯のお知らせ

夏の節電対策は、お客様各位のご協力により、無事に終了することができました。

また、パチンコ業界は、地球温暖化防止対策として平成19年に策定した「エコホール宣言」に基づき、10月1日以後も、節電に取組んでまいります。

そのため、防犯上問題ない照明は、午後10時をもちまして、消灯させて頂きます。皆さまのご理解、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

店主
東京都遊技業協同組合

ピールする」
重要性も強
調している。

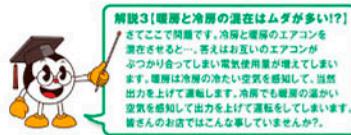
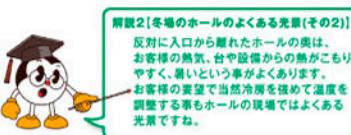
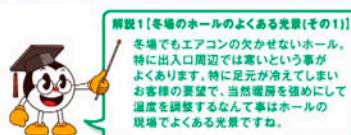
午後10時以
降は消灯す
る——など。
特に照明に
ついては、
「業界が引
き続き節電
に取り組ん
でいること
を社会にア
ピールする」

暖房・冷房の混在運転はしないで!!

~適温がお客様にも環境にもお店にも優しい!!~

順番にやってみよう!

①ホール内に温度計を設置してね!
②温度を26℃に設定してね!
③温度を10下げるのに必要な時間は? ④風が強くなる前に扇風機を調節してね!
⑤1~2回毎に1回はエアコンフィルターを掃除してね! ⑥1年毎に室外機のカゴ取りをしてね!



詳しくは全日遊連HPを見てね! http://eco_hall5.zennichiyuren.or.jp/

ホール5団体のエコホール宣言

至急・重要

東京都遊技業協同組合

平成23年9月29日

組合員 各位

10月1日以降の節電対策等について

時下、ますますご清涼のこととお喜び申し上げます。
さて、7月から9月にかけて実施しました輪番休業及び節電対策につきましては、所期の目標を上回る30~8%の電力削減を実施でき、組合員の皆さまのご理解、ご協力に対しまして、心から感謝申し上げます。

なお、都遊協は本日開催の9月定例理事会において、10月1日以降の節電対策等について、下記の通り決定しましたのでご連絡申しあげます。

1 7月から開始した輪番休業及び照明・空調等の電力削減等について
ホール5団体の終了決定と同様に、9月30日をもって終了とする。

2 「エコホール宣言」に基づく今後の節電対策について

全日遊連が地球温暖化防止のために平成19年に策定し、ホール5団体が平成22年も合意した「エコホール宣言」に基づき、ホール店舗は10月1日以降も、継続して節電に取り組み、電気使用量を平成24年までに平成19年度基準で15%削減するものとする。

3 ネオン、看板、電光掲示板等について

上記の「エコホール宣言」に基づき、業界が引き続き節電に取組んでいることを社会にアピールするため、ホール店舗は次の取組みを行なう。

(1) 10月1日以降は、ホール店舗周辺の他業界の動向を見ながら、節度ある点灯に努める。

(2) 午後10時以降は消灯することとし、外壁照明についても、防犯上問題ないものは、節電の観点から消灯を検討し、実施する。

(3) 閉店時以降は、外壁照明については、全て消灯する。

4 「エコホール宣言」ポスター及び消灯告知文の掲示について

(1) 各店舗において、「エコホール宣言」ポスターをダウントロードし掲示するなど、遊技業界が引き続き節電に取組んでいる姿をアピールする。

(注)「エコホール宣言」: http://eco_hall5.zennichiyuren.or.jp/

(2) お客様に、午後10時以降は節電のためネオン、看板、電光掲示板等を消灯していることを告知する。文案は、都遊協ホームページに掲示してある。



店長に求められる知識

計 数 管 理 VI

パチンコ店舗管理者実務能力検定試験

通称・P能検。エンタテインメントビジネス総合研究所が2005年から実施。対象の中心はホール店長やその候補者。筆記試験は7科目（一般常識、業界知識・法律知識・不正排除、計数管理・機械整備・設定管理、顧客サービス、経営マネジメント、マーケティング、労務管理）で構成されており、全100問が出題される。

表1

	機種a	機種b	機種c
玉単価	1.0円	1.2円	1.5円
玉粗利	15銭	15銭	15銭
割数	8.50割	8.75割	9.00割
粗利益率	15.00%	12.50%	10.00%

機種スペックや客滞率の違いにより売上（玉単価）が変わつてく
るため、同じ玉粗利であつても割
数・粗利益率はそれぞれ異なりま

今回はパチンコの利益管理に関する問題を取り上げます。粗利益に直接関連する計数項目は、割数、粗利益率、台粗利など複数あります。ですが、利益管理の基準とすべき計数項目は玉粗利です。次の表1を御覧ください。

表2

	機種a	機種b	機種c
玉単価	1.0円	1.2円	1.5円
玉粗利	10銭	12銭	15銭
割数	9.00割	9.00割	9.00割
粗利益率	10.00%	10.00%	10.00%

この表2では、3機種共に割数・粗利益率は同じ値になります。しかし玉粗利が異なるため、お客様が実際に遣う金額も異なるのです。
割数や粗利益率ではお客様の視点

す。しかし、玉粗利が同じ値ということは、お客様の実際に遣う金額は変わらないということです。割数や粗利益率を基準として利益管理を行うと、店側とお客様側の認識にズレが生じてしまします。

で利益管理を行なうことがで
きません。割

数や粗利益率は、
あくまで店側
が利益を“把握”するため
の計数項目で
あり、基準と
すべきは玉粗
利ということ
を認識してく
ださい。

用語	意味
玉粗利	アウト1玉あたりの粗利益
割数	売上に対する景品の割合
粗利益率	売上に対する粗利益の割合

c : 11・2割 d : 12・7割

【回答分布】

c : 58・7% a : 8・4% b : 11・2% d : 21・7%

【正解と解説】

正解はcの11・2割です。(左記)

割数には景品割数と機械割数の
2種類が存在します。

景品割数は売上玉に対する景品
玉の割合を表したものであり、営
業が終了した(お客様の持玉がす
てカウントされてい
ないため、正確な景
品割数を算出することができま
せん。また、遊技台別や機種別にお
いても正確な景品割数を求めるの
は困難(各台計数機使用店を除く)
です。そのため、営業中や機種別
に割数を把握

べて景品玉となつた
状態で把握すること
ができます。

※公式：下記

しかし、営業中に
はまだお客様の持玉
がすべて景品玉とし
てカウントされてい
ないため、正確な景
品割数を算出することができま
せん。また、遊技台別や機種別にお
いても正確な景品割数を求めるの
は困難(各台計数機使用店を除く)
です。そのため、営業中や機種別
に割数を把握

(=景品予定玉)から算出します。
これを機械割数と言います。

【回答分布】

c : 11・3% a : 8・8% b : 10・1% d : 69・8%

通常は景品割数よりも機械割数が
若干高くなります。

公式

景品割数 = 景品玉 ÷ 売上玉 × 10

粗利益率

【問題】
アウト玉数が3万0000個、
台平均の売上が3万6000円、
玉粗利が20銭のときの粗利益
率として、正しいものはどれか。
(小数点第2位を四捨五入する)

【問題】
平均アウトが2万5000
個、出玉率が104%、台平
均の売上が3万3000円の
とき、機械割数として正しい
ものはどれか。ただし貸玉料
金は1玉4円とする。(小数
点第2位を四捨五入とする)

【選択肢】
c : 20・0% a : 12・0% b : 24・0% d : 16・7%

a : 8・7割
b : 10・5割
c : 11・2位を四捨五入とする
d : 12・7割

【選択肢】

a : 8・7割

b : 10・5割

機械割数の公式は

(売上玉 - 差玉) ÷ 売上玉 × 10

で求めることができます。

・売上玉 = 33000(円) ÷ 4(円) = 8250(個)
・セーフ = 25000(個) × 104(%) = 26000(個)
・差玉 = 25000(個) - 26000(個) = -1000(個)

となるため、このまま公式に当てはめることで
算出できます。

機械割数

= (8250(個)) - (-1000(個)) ÷ 8250(個) × 10

≈ 112割

となります。

機械割数

=(売上玉 - 差玉) ÷ 売上玉 × 10

公式

公式

= 景品玉 ÷ 売上玉 × 10

【回答分布】
c : 11・3% a : 8・8% b : 10・1% d : 69・8%

a : 8・7割
b : 10・5割
c : 11・2位を四捨五入する
d : 12・7割

玉粗利

玉粗利とは、1玉あたりの粗利益を表す数値であるため、
玉粗利=粗利益÷アウト玉数
で求めることができます。

まずは台粗利を求めます。
台粗利=10000円×15%
=1500円
よって、玉粗利は
玉粗利=1500円÷30000個
=0.05円
となります。

今回取り上げた「割
数」「粗利益率」「玉
粗利」の計数項目は、
パチンコ店にとって利
益の指標となる数値で

利益の割合を表した数値であり、
1玉あたりでは「玉粗利÷台売上」
でそれぞれ求めることができます。
あくまで割合を表した数値であるため、実際にお客様が遣う金額とは異なることを覚えておきましょう。

粗利益率とは、売上に対する粗利益の割合を表した数値であり、
台あたりでは「台粗利÷台売上」
で売上で割ることで求めることができます。

正解と解説

正解はbの16・7%です。

粗利益率は、台粗利を求めて台

売上で割ることで求めることができます。

$$\text{台粗利}= \text{玉粗利} \times \text{アウト玉数}$$

$$=0.20 \text{ 円} \times 30000 \text{ 個}$$

$$=6000 \text{ 円}$$

$$\text{粗利益率}=6000 \text{ 円} \div 36000 \text{ 円} \times 100$$

$$\approx 16.7\%$$

【問題】

台平均の売上が1万円、アウト玉数が3万個、粗利益率が15%のとき、玉粗利はいくつとして計算されるか。（小数点第3位を四捨五入とする）

【選択肢】

- | | |
|--------------|--------------|
| a : 0 . 05 円 | b : 0 . 15 円 |
| c : 0 . 25 円 | d : 0 . 35 円 |

【回答分布】

- | | |
|--------------|--------------|
| a : 63 . 4 % | b : 19 . 2 % |
| c : 12 . 6 % | d : 4 . 8 % |

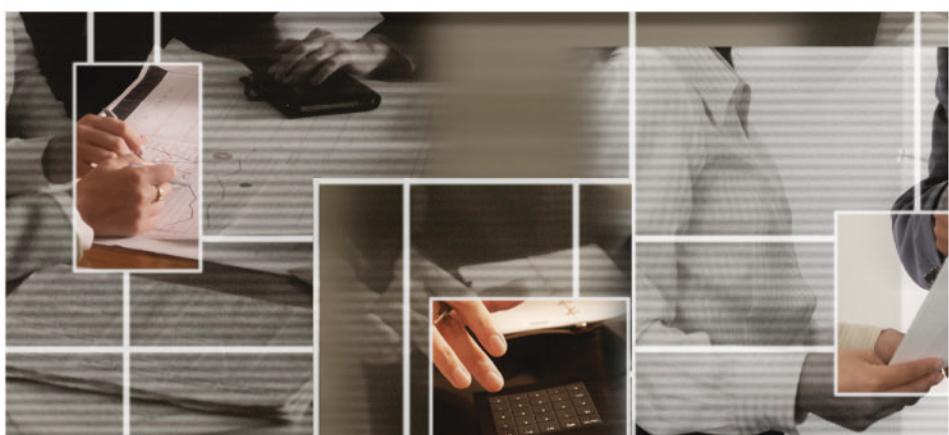
正解はaの0・05円です。（左記）

【正解と解説】

正解はaの0・05円です。（左記）

玉粗利は、粗利益を表す最小単位となる数値です。パチンコの1時間の打ち込み玉数を6000個とした場合、玉粗利に6000をかけることで、お客様の1時間当たりの平均損失金額を算出することもできます。この場合は、下記のようになり、1時間当たりの遊技でお客様は平均300円を遣うということになります。パチンコという遊技の性質上、お客様一人当たりの損失金額を店側がすべて把握することは困難です。しかし、このように単位時間当たりで平均損失金額を算出することは可能となります。

$$0.05(\text{円}) \times 6,000(\text{個}) = 300\text{円}$$



競合店より多くのお客様を集めながらも、適正に利益を管理する立場である以上、これらの正確な理解は必要不可欠となります。理への理解を深めることで導き出せるのではないかでしょう。



文・綾小路杏

イラスト・末永士朗

「警察の上の連中は商売がわかつてないんだよ。あんな連中が法律を決めるからダメなんだよ。これじゃあ業界の売上も下がつてパチンコ、パチスロは衰退の一途だよ」

朝、開店にならんでいるお客様から、こういう質問を受けることが多い。店長は頭を抱え、営業本部長やエリア担当者もノイローゼ気味だ。そして社長は大激怒していると聞いている。

「金曜日はマックスピエロのイベントだつたけど、今日もそうなんだよ？」

警察からホールの広告宣伝に関する新たな規制が出たと聞く。この件ではお客様も戸惑っているようだ。「おい、今日は何がおすすめなんだよ？」

毎日、一押しの機種を決めて、日替わりでイベントをやっていたが、もちろんそれも無くなつた。イベントもほとんどが中止だ。

うちのチーン店が最も力を入れて毎月1日に開催していた「出してやる一番の日！」のイベントが取り止めになった。その他のイベントもほとんどが中止だ。

うちのチーン店が最も力を入れて毎月1日に開催していた「出してやる一番の日！」のイベントが取り止めになった。その他のイベントもほとんどが中止だ。

最近の会議では、新たな広告宣伝規制を出した警察の悪口を言うのが社長の日課となつている。

オレはそんなホール経営企業の営業本部広告クリエーター兼、店舗の1号店の主任をやつている。

うちの会社の方針で、営業本部でデスクワークをやるヤツは必ずホールの現場の作業も兼務する、つてことになつていて。

営業本部の入居しているビルの1階と2階が1号店なので、営業本部でデスクワークする連中はみんなそこで何かしらの現場の仕事をやらされているわけだ。

仕事の内容を具体的に説明すると、広告クリエーターとしてはイベントのポスターやチラシをパソコンで作る仕事と、ホールの現場においては主任職として、お客様の玉をジェットカウンターに流したり、アルバイトの面倒をみたりする仕事だ。

兼務でやつていると一日の仕事が長くなることも多い。朝、4時に営業本部に入つて各店舗からの

イベントポスターやチラシの依頼メールを確認して、頭をひねってから宣伝文句を作り、デザインを作成して、出来たら、直ぐに各店铺の責任者に確認してOKをもらつたら印刷担当にデータを回す。

自分ではうまく出来たと思っていてもエリア担当や各店舗からNOが来たりしたら、仕方なく作り直しをすることもある。そして、決められた時間が来たら別な担当者に引き継いでホールのフロアに降りて主任として働くわけだ。

まあでも、そんなたいした責任は無かつたし、面白いと言えば面白い仕事だった。

面白い仕事だった、と過去形になつたのは広告クリエーターの仕事が無くなつたからだ。
とにかくポスターやチラシに使えない文言が多くなつたということで、新台の入替えをやりますよつていうポスターとか、パチンコタレンツを呼びますよつていうチラシばかりになつて、広告宣伝で工夫する必要が無くなつたのだ。

ちょうど8月の給料明細を貰つ

た日に課長から、「お前は明日からホールでずっと働け!」と言われ、そのまま働いている。

まあ、クリエーターの仕事は朝早くから対応することも多かったし、さらにそのままフロアの仕事をも深夜まで入れられて寝る時間も

少なかつたから、一つの職場で安定したと言えば安定して良かつたと思っていた。

●
そんなある日、1号店にパチンコタレンツの若い女の子を呼んだイベントが早めに終わつたので、久しぶりに営業本部に顔を出した時のこと、「おい、いいところに來た。お前、今夜の営業推進会議に本部長と一緒に出ろ」と課長に言われた。

「えつ? ボク何も聞いてませんけど…」

「当たり前だろ! オレが今、決めたんだから」

課長は昔から有無を言わせず部下をコキ使つて部内の評判はすこぶる悪かつた。

こんな日に本部に入るんじやな

かつたな。おそらく課長はこれからパチンコタレンツと一緒に食事にでも行くのだろう。あの娘はけつこう可愛かつたから、オレも行きつけえな…

まあ仕方ないか、トホホ…

会議に入つて社長は、「こんな規制を出した警察が悪い、それをそのまま受けた組合も悪い」と言つては怒りまくつていたが、途中、怒りつかれたのか、会場を見渡して「何か良い方策は無いのか!」と

そして資料として組合から回ってきた文書も配られた。

警察庁の保安課ってどこから関係者各位として6月22日に出たホールの広告宣伝規制の文書だ。

配布された資料を見ると、「ぱちん

こ営業における広告、宣伝等につ

いて(通知)」と題して、ホールでやつちやいけない広告宣伝のこと

が例示されていた。

「具体的にどうすんだ?」

「はい、行政当局は今回の広告宣伝規制は煩くいろいろと言つていますが、そんなに朝から晩までホールの営業に目を光らせている訳では無いと思つています。なぜなら警察の仕事はそんなにヒマではないからです。おそらくホールページに載せたホールの営業情報を見るとか、新聞の折込みチラシを

例: 設定○大量投入:
などなど:

例示を見る限り、うちがこれまでやつていたイベントは出来ないと思った。

(1)入賞を容易にした遊技機の設置をうかがわせる表示
例: 甘釘、赤字覚悟の…

(2)大当たり確率の設定変更が可能な遊技機について設定状況等を示す表示



銀世界の裏

30日
活
ること
まえ、
法律
願い
警察生活安全局保安課
制に違反する表示
4年10月30日付け
るでし
に規制から逃れ
あいの平
「銀世界の裏」

見るとかで、広告宣伝違反などを判断しているものと思われます。従つて、店舗でゲリラ的にイベントをやつてもわからないと思います。次に会員向けメールの活用が重要だと考えています。まさか警察の取締り担当者が各ホールの会員になっているとは思えませんので、そこでゲリライベントの告知をやればいいのです。また、広告宣伝の文言にも一ひねり加えて、ストレートにわからなければ、なにかと言つたって、文言がストレートに伝わんなど、お客様にやつてみないとわからな

いこともあります。でも、そもそも警察はパチンコの仕組みとかがわかつてないですから、ひねりにひねった隠語についても理解できないと思いますし、逆に毎日ご来店頂いているお客様には理解出来ることも多いんじゃないかと私は思つているんです。それに例え見つかって怒られたとしても、いきなり重い処分は無いと思います。

しかも、この地域では、広告宣伝で重い処分はくらつた店舗は無いと聞いていますから大丈夫じゃないでしようか？」

「じゃあどうすればいいんだ？」

「はい、ゲリライベントの告知として、文言に一ひねりを加え、例えばマックスピエロでイベントや大挙乗車！」というようなメッセージを会員さんにメールで送る、

「なんだそりや？」

「道化師が人気パチスロ機の『マックスピエロ』であることは、ファンの方ならわかると思います。そして御社では最近まで各店舗において設定6はトランプのKingの札を、5はQueenの札をさしてまし

たよね？だからそれぞれの頭文字のKとQを使ってKQ線、つまりマックスピエロに設定5と6をたくさん入れていますよ、つてことで、お客様は理解できると思います。いかがでしょうか？」

「なるほどなあ。でもちょっとひねり過ぎじゃねえか？」

「表現がストレートにわかるとライバル店にもバレて警察にチクられますが、とにかくお客様が、なんだろうこれは？と思つて頂ければ成功なんです。わからなければホールに足を運んで店員に聞いてくるでしようし。もつと言えば、道化師タレンツとかを御社で育成するのはいかがでしようか？例えば公営ギャンブルに総じて言えることとして、白は1、黒は2、赤が3、青が4、黄色が5、緑が6というのがあります。競輪、競馬、競艇はすべてこの色で統一されています。パチンコのお客さんもこの色の認識で数字がわかる方は多いと思うのです。開店と同時に、さだまさしさんの『道化師のソネット』を流し、道化師チーム3人が

いこともあります。でも、そもそも警察はパチンコの仕組みとかがわかつてないですから、ひねりにひねった隠語についても理解されると思いますよ。こういった手法は確実に売上に貢献できることも多いため、お客様は理解できると思います。いかがでしょうか？」

「そうだな。とりあえずイベントやんなきや死んじやうからな。よし、明日からそれやれ！ 営業本部わかつたか！」

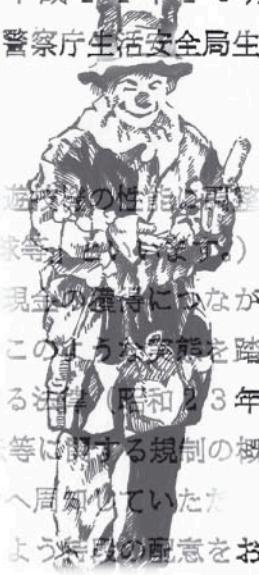
「はい、わかりました」

ウルトラ茶坊主と異名を持つ営業本部長が大きな声で返事をした。

「オレは嫌な予感がした…」

「ゲリライベントやひねりにひねったメールの告知文を考えさせられるのはオレになりそつだからだ。

「営業推進会議が終わつて社長が退室し、残つてゐる連中で雑談になつた時、組合関係の仕事もやつてゐる総務部長がボツリと言つた。『社長は今回の広告宣伝規制が出て怒り狂つてゐるけど、今回出たものは平成14年に出たものとほとんど同じものだし、そもそも風適法



第16条にも営業者は、ホールの周辺で清浄な風俗環境を害するおそれのある方法では広告又は宣伝はやつちやダメだつて書いてるんだよな。ほらつ、これが平成14年に当時の警察庁の生活環境課から出した文書だよ」

オレは総務部長が何気なく差し出した「パチンコ営業における広告及び宣伝等について」と題した文書の中身を見てビックリした。

今回、警察庁から出した規制の内容とそれほど変わらなかつたからだ。風適法違反に該当する表示例として、「入賞を容易にした遊技機の設置をうかがわせる表記」の例に「甘釘」「天国調整」が書かれているし、その他ダメな表示例も同じものと言つてもよいものだ。しかも今回の通知には「新台の導入」や「有名人の招致等」、射幸心をそらないイベントを単に告知するにとどまるものは、広告、設備等規制違反に該当しないものと解されま

す、と書かれてある。

「なるほど！だからうちも新台入りをピーアールしてたんだ。でも昔、替えとかタレントを呼ぶことばかりを」

同じようなことで警察から怒られてたんですね。何で9年前にダメだと言われたことをずっとやつてきたんですか？もちろんやってたのはうちだけじゃないんですけど……」

オレは素朴な疑問を総務部長にぶつけた。

「パチンコでもパチスロでも同じなんだけど、遊技っていうのはお客様の射幸心をそそるのが一番でダメだつて言われても、隠語と言われる違つた言葉なんかを使ってやつちやうんだよな。それで、今

日うちに決まつたことは、明日にはバカなお前さんの上司の茶坊主が無い知恵絞つて考えて、面白くもなんもないゲリライベントやるだろ？そしたら周りの店舗も巻き込まれて明後日から同じことやるんだよ。そうやつて、なし崩し的にやつってきたのがパチンコ業界なんだよな。でも基本的には射幸心を煽つちやダメよ、遊技なんだよ、つていうのが法律だからな」

なんだか難しい話しが総務部長

は言う。そして自分の意見も付け加えた。

「オレは正直なところ勉強しない経営者も悪いが、コンサルタントも悪いと思っている。ヤツらは売上が伸びて粗利が確保出来ればいいんだから、何でも勧めて来るんだよな。確かに店舗の数字が上がったなんぼの世界だから仕方ないのかもしれないけど、せめて法律は守つてくれって言いたい。いつだつたか危ないパチンコのハーネスを3号店の全台に取り付けようつて社長が言い出したのもヤツらがそそのかしたんだぜ。他の業界にもコンサルはいるとと思うけど、法律違反をやらせてまで売上や利益を追求してんのかね？」

「確かにおかしいですよね？まずみんなが守るルールとして法律があつてそれで営業しているわけだし、他の業界では法律違反してまで売上を上げましよう！つて勧めますかね」

「しかしそく考えたら、明日からオレがやることは法律に違反することなんだよな。こんな仕事やつてて良いんだろうか……」

案の定、帰る前に営業本部長から、明日は4時前に広告クリエーター室に出社するよう言い渡された。

「しかしよく考えたら、明日から

オレがやることは法律に違反する

ことなんだよな。こんな仕事やつ

てて良いんだろうか……」

営業本部を出て独身寮に向かう足取りは重かつた。

この物語はフィクションです。
実際の出来事を参考に書いていますが、現実に存在する人物像や事件とは一切関係ありません。

「そうだろ？ホントおかしいよな。例えばタクシー会社にコンサルがいたとして、売上を上げるために捕まらないようスピード違反をバ

ンパンやりましょ！って言うようなんだとオレは思うんだよな。法律に違反しようが何しようが売上を上げて利益を出せばそれでいいって言うような考えが基本に間違ってると思うんだよ。これはいいんだから、何でも勧めて来るんじゃない。確かに店舗の数字が上がったなんぼの世界だから仕方ないのかもしれないけど、せめて法律違反なんか勧めないと思いま

すけど、基本的な法律の知識は無いような気もしますね……」

「まあ、パチンコで飯を食つてるコンサルの連中もぜんぶが全部、

法律違反なんか勧めないと思いま

うなもんだとオレは思うんだよな。

「総付景品等の提供に関するガイドライン」と 景表法の「景品類」について



三堀 清
みほり きよし
昭和32年 神奈川県生まれ
早稲田大学法学部卒
司法修習終了後
昭和63年 弁護士登録(第
二東京弁護士会)し、
大手企業の法律問題
を扱う法律事務所勤
務を経て
平成8年 早稲田大学大学
院修士課程終了
平成9年 三堀法律事務所
開設
現在、パチンコホー
ルを始め企業関連の
民事事件を手がける

1 「総付景品等の提供に関するガイドライン」の概要

業界五団体（日遊協、全日遊連、同友会、余暇進及びPCSA）では、「総付景品等の提供が著しく射幸心をそそのおそれのある行為とならないものとするため」として、「総付景品等の提供に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という）を作成した。

その概要是、パチンコホールが提供できる総付景品は自店で賞品として提供していない菓子類、飲料及びティッシュなどの日用雑貨に限ること（ガイドライン2条）、総付景品の価格は2百円以下とすること（同4条）、営業所内でのおしほり、湯茶（缶、ペットボトル、紙パック等の密閉容器入り

のものは除く）、ポケットティッシュ、うちわ、マスク及びあめ玉の提供（毎日可）、営業所外でポケットティッシュの提供（1週間に1日まで可）を除き、提供できるのは1月内に1日までとすること（正月3が日を除く）（同5条）等であり、同一の日に同一の客に複数回にわたり提供することや景品等に「著しく射幸心をそそのおそれのある行為が行われていること又は風営法違反の疑いの行為を行っていることをうかがわせる内容のチラシ等」を付属させないこと等を定めるものである（同6条5号・7号）。

因みに、賞品の「賞」には優れた功績や技能に対する「褒賞」（ごほうび）という意味がある。パチンコの賞品は、上手にプレイして多くの勝玉を獲得できた遊技客への「褒賞」なのである。

これに対し、景表法の景品類（同法2条3項）は、①顧客誘引の手段として、

2 「賞品」と「景品」

パチンコの勝玉に対して提供される

②事業者が取引に付随して提供する、
③経済上の利益をいう。後述のとおり、

パチンコの賞品は物品に限られるが、景表法の景品類は物品に限らず、金銭や役務(サービス)等のあらゆる経済的利益を含む。

なお、パチンコは勝玉に対する賞品提供を取引の本来の内容としているので、パチンコの賞品は、前記②の取引付隨性がなく、取引そのものだから、景表法の景品類には含まれない。

3 賞品提供に関する 風適法の規制

賞品提供に関する風適法上の規制としては、まず、現金及びこれと同視される有価証券等の提供が禁止されている点が挙げられる(同法23条1項)。また、賞品は1万円以下の日常生活用品に制限され(風適法施行規則35条2項2号・3号)、賞品の通常の小売価格と交換玉数分の貸玉料金とが等価でなければならないとされている(同条同項1号イ)。

その他、パチンコの賞品は、「：物品を：提供すること」とされており(風適法施行規則35条2項)、役務の提供はできない。

4 景品類に関する 景表法の規制

景表法では内閣総理大臣が景品類の最高額、総額や種類等を規制できるとされているが(同3条)、具体的な規制内容は同法を所管していた公正取引委員会(現在は消費者庁に移管)の告示に定められている。

告示では、景品類を懸賞と総付景品の二種類に分類し、更に懸賞を一般懸賞と共同懸賞に分類している。要するに、景品類には懸賞と総付の何れかしかないのである。

懸賞のうち、一般懸賞はくじその他偶然性を利用して定める方法、特定の行為の優劣又は正誤(作品・競技の優劣や、パズル・クイズの正誤)によって定める方法を用いて景品類を提供するものである。一般懸賞の景品類の最高額は、懸賞に係る取引の価格が5千円未満の場合には取引価格の20倍、5千円以上の場合には10万円までに制限されており、総額は懸賞に係る売上予定総額の2%までとなっている。

パチンコホールでは、貸玉料金が百円単位だから取引価格は百円で、その20倍の2千円が懸賞の景品類の最高額

となる。

懸賞のうち、共同懸賞は商店街や同業者の団体が共同して行う場合である。共同懸賞の景品の最高額は30万円で、総額は懸賞に係る売上予定額の3%である。

全日遊連主催の「全国パチンコ・パチスロファン感謝デー」がこれに該当する。

なお、一般に「オープン懸賞」と呼ばれている、購入者や来店者に限らず、誰でも応募できる懸賞がある。これは、消費者一般に向けて商品や事業者の知名度・注目度を上げるために行われる。オープン懸賞も、取引付隨性はあるが、景品類の上限額についても総額についても規制はない。

次にガイドラインにある総付景品であるが、これは商品の購入者全員に景品類を提供するもの、入店者全員に景品類を提供するもの、申込み又は入店の先着順に景品類を提供するものである。総付景品の景品類の最高額は取引価格が千円未満の場合は2百円、千円以上は取引価格の10分の2である。

先述のとおりパチンコの取引価格は百円だから、提供できる景品類は2百円が最高額となる。

このように総付景品には最高額等の規制があるが、新規開店の披露として

来店者に提供する粗品、創業記念に商品や役務の購入者に提供する記念品等については、正常な商慣習に照らして適当と認められるものであれば、総付景品の規制の対象外となる。

景品類の規制に違反した場合、内閣総理大臣による措置命令が出され（景表法6条）、更にこの命令に違反した場合には2年以下の懲役又は3百万円以下の罰金という罰則が科される（同法15条1条）。

5 ガイドラインと 来店ポイント

以上のように、景表法では、景品類の最高額や総額について規制はあるものの、その提供回数や種類についての規制ではなく、また、新規開店や創業記念の際の粗品や記念品は、しかるべき金額の物でも容認しているから、大いに工夫して営業に役立てる余地がある。

ところが、先のガイドラインは、総付景品に対して景表法にはない厳しい自主規制の網をかけるものである。その背景には、著しく射幸心を煽る表示が横行し、射幸性に頼った営業が沈静化しなかつたことから広告・宣伝規制

ガイドラインにある総付景品であるが、

これは商品の購入者全員に景品類を提供するもの、入店者全員に景品類を提供するもの、

申込み又は入店の先着順に景品類を提供するものである。

総付景品の景品類の最高額は取引価格が千円未満の場合は2百円、千円以上は取引価格の10分の2である。

先述のとおりパチンコの取引価格は百円だから、提供できる景品類は2百円が最高額となる。



が強化されたにもかかわらず、これを潜脱するツールとして総付景品が使われていたという嘆かわしい状況があつたからである。このことは、ガイドラインの前文に、「当該総付景品等の提供が著しく射幸心をそそるおそれのある行為とならないものとするため」とあることからも明らかである。

ところで、ガイドラインには、来店ポイントに対する規制は定められていない。

景品類には、懸賞による景品と総付景品の2種類しかなく、来店ポイント

等は、来店毎に一定の物品や役務と交換できる権利である「ポイント」を付与する総付景品の一種なのである。

しかるに、来店ポイント自体には、本質的に著しく射幸心をそそるおそれがない、また広告・宣伝規制を潜脱するものではないうえ、ホテル業者と第三者との継続的な契約によりポイントの管理等の委託契約が締結されているのが通常であるから、自主規制になじまないものであることから、ガイドラインでは取り上げられていないものと判断される。

データでみるパチンコ業界 Yesterday, Today And Tomorrow

第五十三回

タイの洪水と パチンコ産業

人気機種の 供給に影響?

タイは大洪水に見舞われました。

首都であるバンコクも浸水、多くの日本企業が進出していた工業団地にも被害が及んでいます。工業団地には電子部品の工場があつたため、日本の自動車産業のサプライチェーン(部品供給網)が断ち切られることになりました。その影響は大きく、ホンダでは北米やブラジルの組立工場も休業することになったほどです。自動車製造業が日本にとどまらず、全世界的な規模で事業を行っていることを改めて感じるニュースでした。

この洪水はパチンコ産業にも大きな影響を与えました。パチンコもパチスロも、今の遊技機は液晶をはじめ、多くの電子部品からできています。今秋発売された人気機種は、その液晶部品にタイ製造のものを使っていたため増産が遅れることになりました。

減少する 製造業

実際に事業所はどれぐらい減つているのでしょうか。総務省の「経済センサス 基礎調査」と「事業所・企業統計調査」から作成した、産業別事業所数を示したもののが図1です。

平成13年と比較すると平成21年には、「民生用電気機械器具製造業」は42%、「自動車・同附属品製造業」も26%と大きく減少しています。同じ自動車関連の産業であっても、サービス業である「自動車整備業」は12%とその減少の幅は狭くなっています。

進む、 海外移転

今後も製造業の海外移転の傾向は続きそうです。円高がこのまま続け

ば、自動車製造業や電子機器製造業など輸出に頼っている企業の収益は圧迫されます。先頃も、テレビ部門が不振のパナソニックは2012年3月期の連結最終損益を4200億円の黒字(従来予想は300億円の黒字)と下方修正しました。同時に国内に5か所あるテレビ用パネル工場を2か所に減らすと発表しています。

郊外のパチンコ店には、そのよう

な製造業の従業員を主な客層としている店も少なくありません。工場閉鎖のニュースに脅えるパチンコ店の経営者もいらっしゃることでしょう。

データでみるパチンコ業界 Yesterday, Today And Tomorrow

一方、「パチンコホール」は、20%の減少と昨今の業界の競争の厳しさを表しているようです。26%減少した「映画館」はひとつの中でも数本の映画を公開できるマルチスクリーン化とともになって事業所数自体は減少しています。また、身近な外食産業である「ハンバーガー店」は平成21年には平成13年に比較し、5%の事業所増です。

30万人を雇用するパチンコ店

図2は前述の調査から作成した産業別従業員数です。

平成21年「自動車・同附属品製造業」の従業員数は80万人でした。平成13年の90万人からは11%の減少ですが、国内に大きな影響力がある重要な産業分野です。「パチンコホール」は約30万人の従業員を雇用しています。その数字は外食産業の「ハンバーガー店」の約20万人や「すし店」25万人を上回っています。

図1 ■産業別事業所数

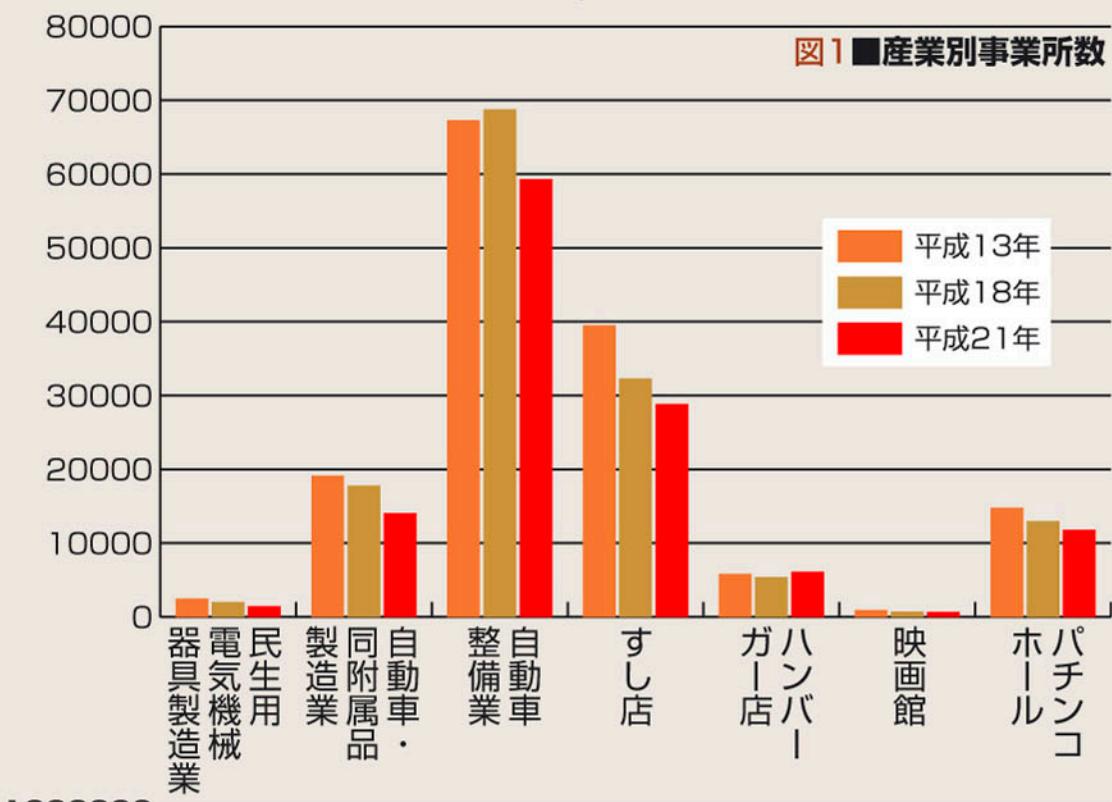
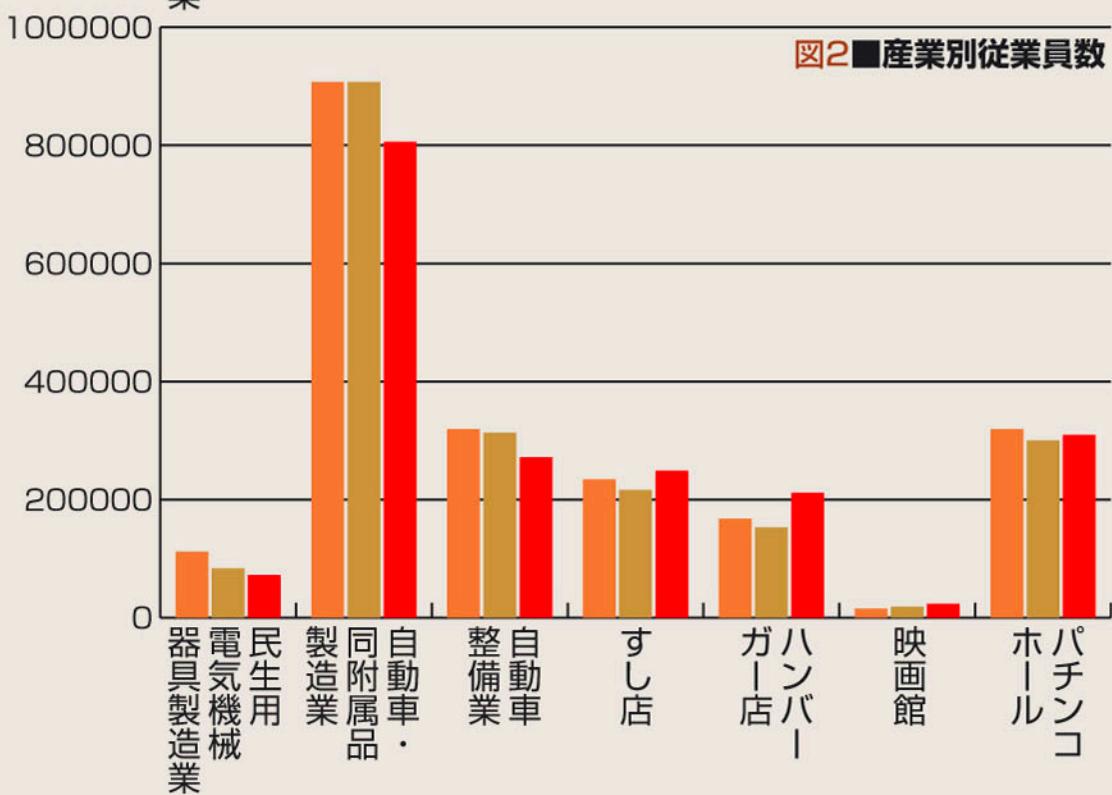


図2 ■産業別従業員数



成21年では平成13年より増加しています。「パチンコホール」の従業員数は、平成13年と比較し3%減程度に止まり、事業所数は減少しても規模はさほど縮小していない現状を示しています。

競争が多様になつたすし店
自動車メーカーや家電メーカーは製造コストを抑えるために海外に工場を移すことで国際的な競争力を身につけようとしています。では、商圈が限られている「すし店」や「ハンバーガー店」「パチンコホール」の競争のあり方は、どのようになつてているのでしょうか。

製造業である「民生用電気機械器具製造業」、「自動車・同附属品製造業」が従業員数を減らしているのに對し、「すし店」、「ハンバーガー店」は平成18年にやや減少したもののが

タイの洪水とパチンコ産業

パチンコ店の市場は、現在のところ
必要な、細部への配慮

日本国内です。すし店のあり方は多様になってきています。まず、高級な食材を用い、雰囲気も優れた高附加值の高級すし店があります。その一方で、しゃりをロボットが握るような回転寿司も人気があります。

宅配を専門にするすし店も新たな市場を作っています。すし店という業種だけでなく、新たな業態が発展したと言えるかもしれません。

すし店とは異なり、アメリカが発祥のチェーン店から普及した業種が「ハンバーガー店」です。その後、日本から生まれた店舗もチェーン展開するようになりました。もともとファストフードとして普及したこともあり、チーン展開による値頃感のある商品は他店との競争には重要な要素と言えるでしょう。大手チーン店では、値頃感のある商品でキヤンペーンを実施することもありますが、価格に訴えるだけではなく、独自のメニュー開発で他のチーンとの差を打ち出しがちがハンバーガー店の競争力には重要になっています。

いずれも、今のところ主な市場は日本国内です。すし店のあり方は多様になってきています。まず、高級な食材を用い、雰囲気も優れた高附加值の高級すし店があります。その一方で、しゃりをロボットが握るような回転寿司も人気があります。

宅配を専門にするすし店も新たな市場を作っています。すし店という業種だけでなく、新たな業態が発展したと言えるかもしれません。

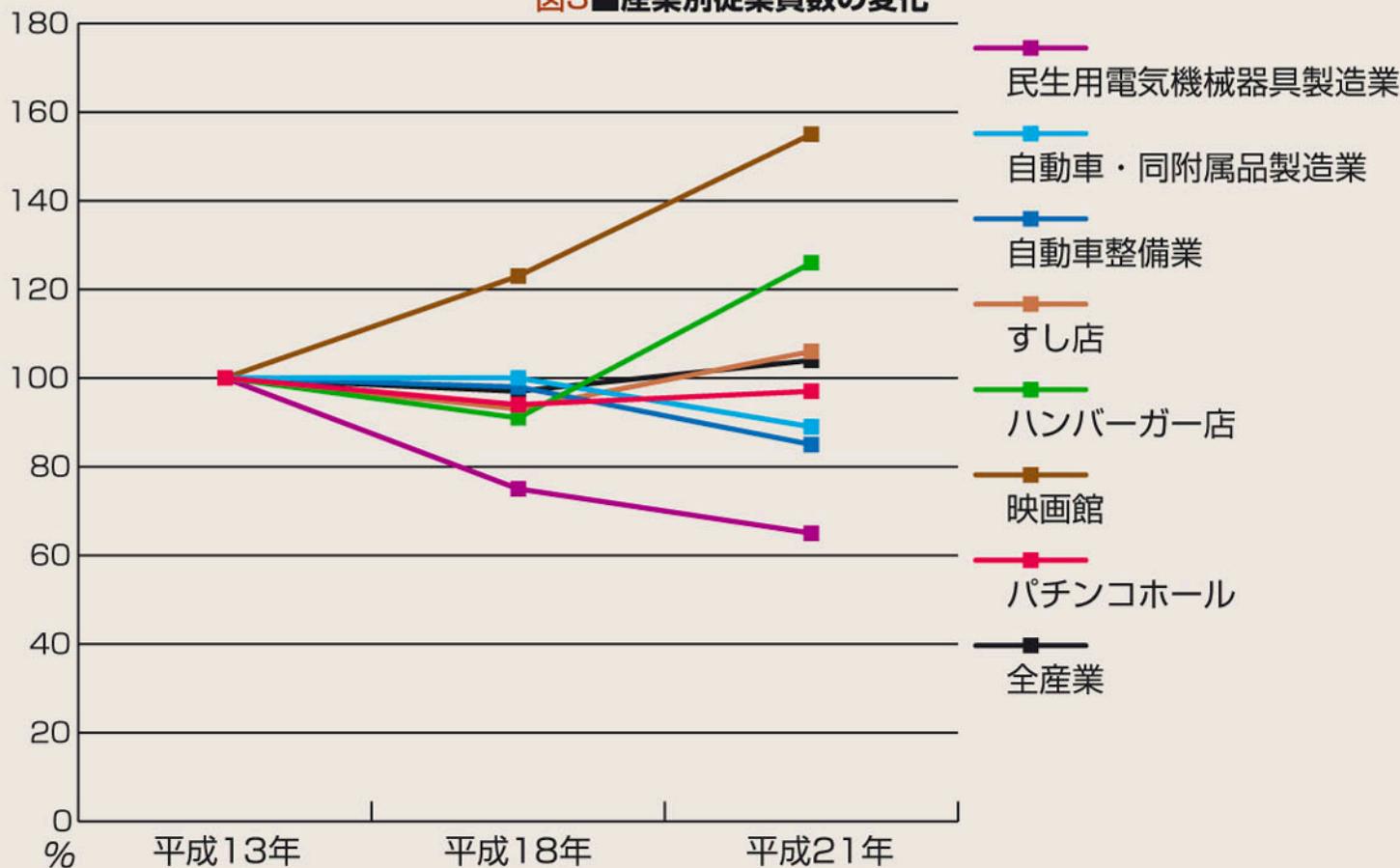
すし店とは異なり、アメリカが発祥のチェーン店から普及した業種が「ハンバーガー店」です。その後、日本から生まれた店舗もチーン展開するようになりました。もともとファストフードとして普及したこともあり、チーン展開による値頃感のある商品は他店との競争には重要な要素と言えるでしょう。大手チーン店では、値頃感のある商品でキヤンペーンを実施することもありますが、価格に訴えるだけではなく、独自のメニュー開発で他のチーンとの差を打ち出しがちがハンバーガー店の競争力には重要になっています。

国内に限られています。前述通り、遊技機の部品の中には海外で製造されているものがあるものの、パチンコ店は国内にしかありません。一時期、台湾や韓国で日本のパチンコ店に似た事業もあったようですが、今では禁止されなくなっています。

従って、国内のパチンコ店同士での競争になります。パチンコの場合貸玉料金の上限は4円です。景品の金額も1万円までと規制されています。この8月以降は広告・宣伝は厳格に指導されるようになりました。でも、こうした規制や諸条件はパチンコ店ならどこも同じです。製造業における海外進出のような劇的な手法は見つからないかもしれません。ハンバーガー店などのような独自の企画開発や接客など細部にまで配慮した対応は図れるはずです。

時代は変化しています。経営には従来より広い視野が求められそうです。タイの洪水が遊技機の供給に影響を与える。企業の海外進出や不況などで工場が閉鎖、お客様が減る。国内の産業とはいえない、遊技業界も海外の動きと無縁ではないのです。ホーリー経営者も海外に目を向けながら、店舗経営を考える時代に来たと言えましよう。

図3 ■産業別従業員数の変化



出所:総務省「経済センサス 基礎調査」平成21年、「事業所・企業統計調査」平成13年・平成18年

遊技産業健全化推進機構ニュース

KiKO NEWS お知らせ

機構新ポスター掲出のお願い

編集後記

雑談からテーマは決まる

昔から会議は嫌いなので「機構ニュース」のテーマを決める会議はやつたことがない。執筆をする3人が昼ご飯を食べながら「今業界にどう大きな問題はなんだろう」とから始まつて「この間こんなことを言つてきたお店があつた。どうして未だに分からないのだろう」「この問題で大きな貢献をしたり、真剣に取り組んだりしているホールやメーカーはないか」と話しているうちに方向は決まる。業界の方々にお知らせし、また参考にしていただければという思いで取材は始まる。

お店やメーカーさんに無理なお願いをすることも多いが、これからもよろしくお願いします。

(F)

早くも師走である。北国では銀世界が広がり、関東では空つ風が吹きすさぶ。商店街でクリスマスソーランが流れるようになると、どこか気ぜわしい気持ちになるものだ。

ジングルベルはお馴染みだが、近年気に入っているのがレゲエの1枚だ。「ホワイト・クリスマス」「赤鼻のトナカイ」などを原曲の跡形も無く変形し、実際に明るく演奏している。独特的リズムが、銀世界を走るソリではなく、発祥の地・ジャマイカの抜けるような青空と照りつける太陽を連想させる。ところ変われば音楽も変わる。

ホールで流してみたら、意外と受けるかも？

関西方面へ出張した帰り。夕方、東京に向かう上りの新幹線はかなり混雑している。名古屋からはほぼ満席だ。そして車内では仕事をやっている人が目につく。パソコンの使用は当たり前の光景となつた。その他、営業書類などを書いている人、上司と部下なのか、隣同士で今日の反省会を開いている二人組もある。もちろん寝てる人、本を読んでいる人もいるが、多くの人が真面目に仕事をしているように見える。

これだけ多くの人が一生懸命働いているのに、なぜ日本の景気は上向かないのだろうか？もちろん東日本大震災の影響等もあるのだろうが、

師走のレゲエ

勤勉な人々：

一般社団法人遊技産業健全化推進機構の新しいポスター(左ページ)が出来上がりました。

サイズはB2で、「不正を許さない」という機構の方針を示す力強いデザインとなっています。

全日遊連などホール団体をはじめとする機構社員団体に希望枚数をお送りしています。各団体を通じて全国に配布され、すでにポスターが届いていること思います。ホール店舗内や団体、会社の事務所などに掲示して頂き、機構の活動を支援して頂ければ幸いです。

特にお客様が日々訪れるホールでは、一般の方々に不正に対する遊技業界の姿勢をアピールするいい機会にもなりますので、積極的に掲出をお願いしたいと思います。

また、ポスターに関するお問い合わせがあれば下記のお電話またはファックスをご利用下さい。

機構事務局へのお問い合わせは

電話番号 03-3518-2062

FAX番号 03-3518-2063

遊技産業健全化推進機構広報誌 平成23年12月1日（毎月1日発行）第54号
監修 遊技産業健全化推進機構 編集室

一般社団法人 遊技産業健全化推進機構

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町2-12-14 晴花ビルディング3F
TEL 03-3518-2062 FAX 03-3518-2063

おかしいと思ったら すぐここへ <http://www.suishinkikou.or.jp/>

不正排除に 全力

遊技機も 計数機も



第三 者 機 関

遊技産業健全化推進機構

21世紀 パチンコ・パチスロは変わります



遊技産業
健全化推進
機構
**Organization for
the Sound Development of
the Pachinko & Pachislot Industry**

おかしいと思ったら すぐここへ
<http://www.suishinkikou.or.jp>
スイシンキコウ